

# 選挙のしおり

2019年度 選挙啓発ポスターコンクール 高校生の部 広島市特選作品



山陽高等学校 久光 彩花さん

広島市選挙管理委員会



# はじめに

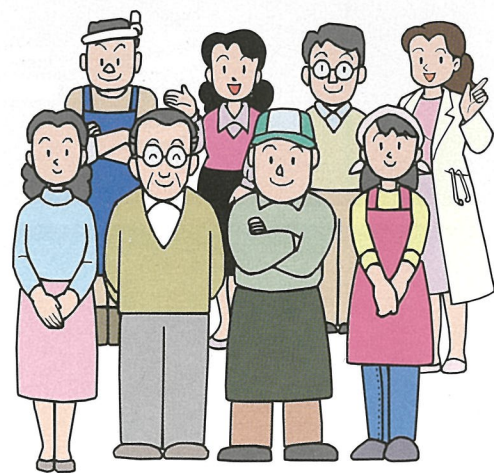
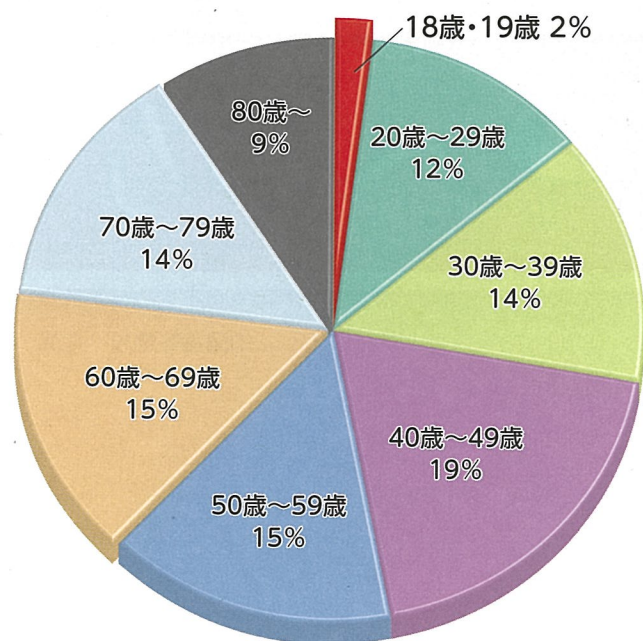
公職選挙法が2015年(平成27年)6月に改正され、選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられました。

2016年(平成28年)7月10日執行の、参議院議員通常選挙から適用されています。

選挙権年齢が引き下げられた背景には、憲法改正国民投票法の投票権年齢が18歳以上になったことや、世界の9割の国・地域で、選挙権年齢が18歳以上となっていることが挙げられますが、最も大切なのは、少子高齢化が進む日本において、より若い人の、より多くの声を政治に届けてほしいという願いが込められているということです。

## 広島市の有権者 約97万人

### 年齢別有権者割合



※広島市の日本人人口は約118万人です。

2019年(平成31年)4月末現在

# 未来を担うあなたへ —選挙権年齢が満18歳以上になりました—



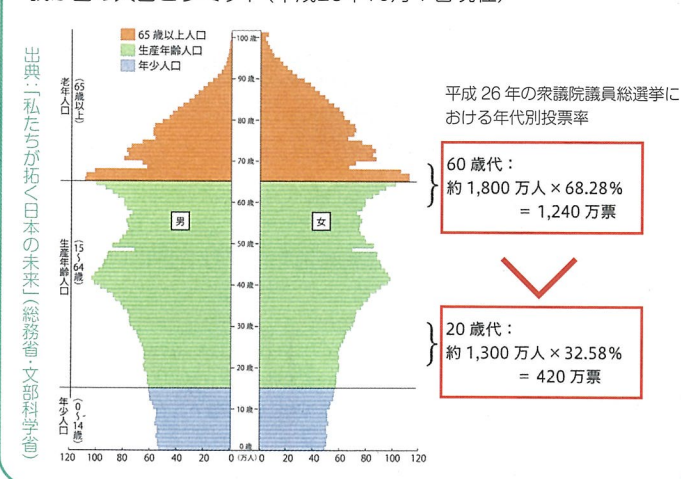
## なぜ満18歳以上なのですか？

若い世代の意見を政治に反映するためです。



若い世代は、少子高齢化が進むこれからの日本を担っていくことになるよね。だから、未来の日本の在り方を決める政治に、主体的に関与してもらいたいという意図があるんだよ。  
下の図を見てわかるように、もともと人口割合の少ない若者の投票率が低くなると、一層、若者の声が政治に届きにくくなり、若者に向けた政策が実現しにくくなったり、実現するのに時間がかかったりする可能性があるよね。

我が国の人口ピラミッド(平成26年10月1日現在)



若い世代の意見を反映させるためには、投票に参加することが大切なんだね。



## 何が求められるのですか？

政治的教養を身に付けることです。



これからの社会は、様々な課題の解決に向けて、いろいろな考え方を持った人たちと議論をし、協働していくことが必要だよ。そのため、次のような力が求められているんだよ。

### 求められる力

#### 根拠を持って主張し他者を説得する力

根拠を持って自分の意見を述べ、異なる立場の人と話し合みましょう。

#### 多面的・多角的に考察し、公正に判断する力

様々な立場や考え方があることを理解し、公正に判断しましょう。

#### 課題を見出し、協働して解決する力

お互いに自分の考えや意見を出し合い、他者と協働して課題解決に取り組みましょう。

#### 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画する力を身に付けましょう。



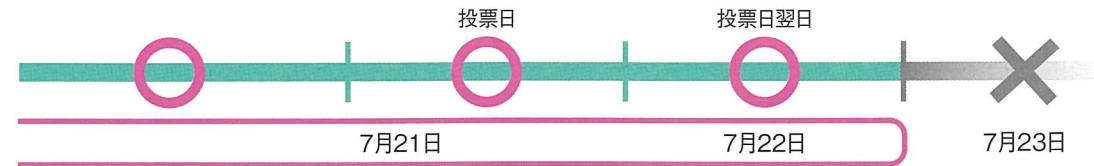


## だれが投票できるのですか？

投票日の翌日までに満18歳の誕生日を迎える人が投票できます。



例えば、7月21日に投票が行われる選挙の場合を考えてみよう。この選挙では、7月22日までに満18歳の誕生日を迎える人が投票できるよ。



## 高校生は選挙運動ができるのですか？

満18歳になれば選挙運動が可能です。



選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすること」とされているよ。

選挙運動は、選挙ごとに決められた選挙運動期間内のみ行うことができるんだ。公職選挙法等のルールを守り、適切な行動をとるように心掛けよう。

以下のような選挙運動をすることができるよ。ただし、学校の教育活動内ではできないし、選挙運動のために学業や生活に支障が生じてしまうようではいけないね。

知人・友人に直接投票や  
応援を依頼する

電話により投票や  
応援を依頼する

自分で選挙運動メッセージ  
を掲示板・ブログなどに  
書き込む

選挙運動メッセージを  
SNSなどで広める  
(リツイート、シェアなど)

選挙運動の様子を動画  
サイトなどに投稿する



以下のような行為は公職選挙法に違反する可能性があるため、絶対に行ってはいけないよ。

電子メールを利用して  
選挙運動を行う

HPや電子メールなどを  
印刷して広く配る

候補者に関する虚偽の  
事項を公開する

候補者に関して悪質な  
誹謗中傷を行う

選挙運動期間外に  
選挙運動を行う

**× 満18歳未満は一切の選挙運動ができません。**



◎ 疑問に思ったことや、不安に感じたことがあれば、学校の先生、家族、選挙管理委員会などに相談しましょう。

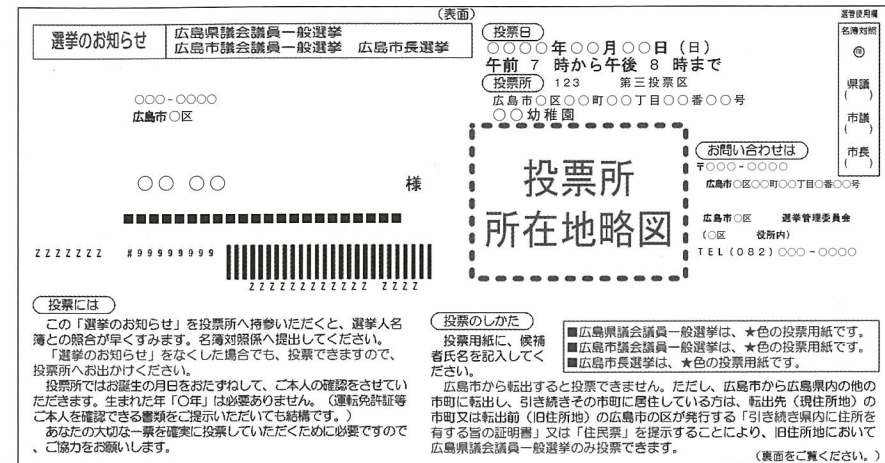


## 選挙のお知らせが届いたら

〈選挙のお知らせ〉

投票日が近づいてきたら、選挙人の皆様に選挙のお知らせが世帯ごとに封書で届きます。このお知らせには投票の日時や投票の場所が印刷されています。

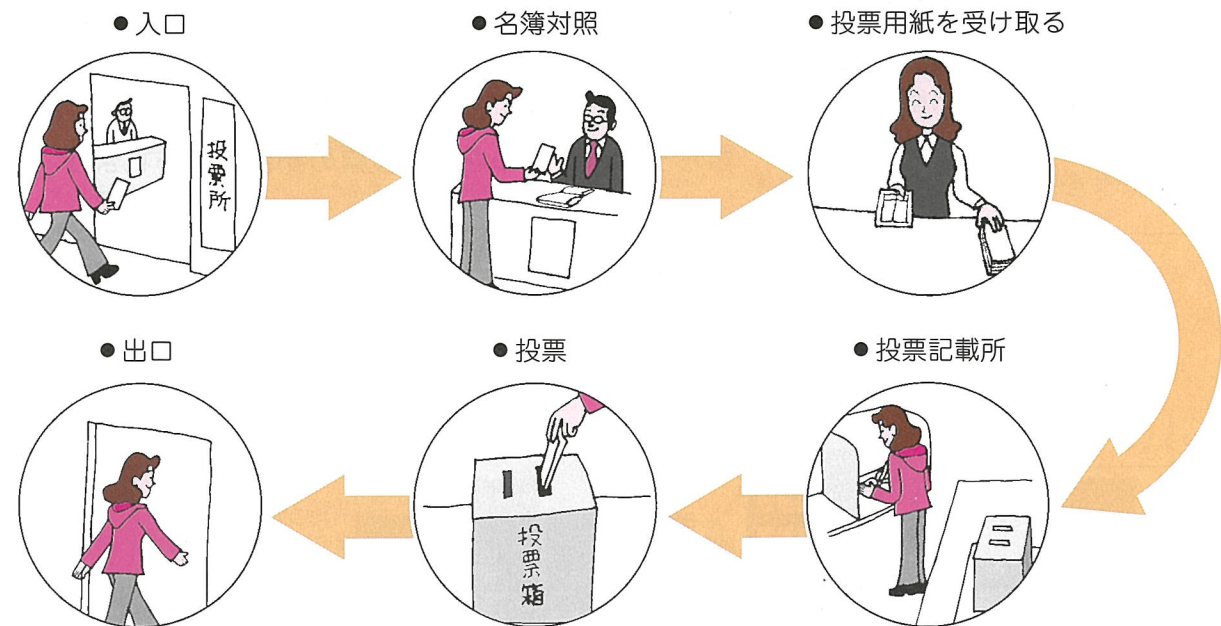
投票のときには、このお知らせを投票所へ持ってきてください。スムーズに受付を行うことができます。



## お知らせを失くしてしまった場合でも投票はできます。

投票所で住所、氏名、生年月日などにより、選挙人名簿に登録された方であることを確認した上で、投票していただくことになります。

### 投票の流れ

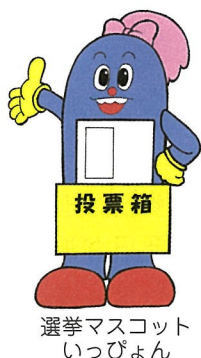




## 初めての投票Q & A

**Q** 18歳になれば誰でも投票できるのですか？

**A** 投票するためには「選挙権」があり、「選挙人名簿」に登録されていることが必要です。



日本国民であること

18歳以上であること

住民票の登録から3カ月以上

選挙人名簿に登録されます

**Q** 投票に行く前にやるべきことは？

**A** 投票するにあたっては、各候補者や政党の政策をよく知って考えることが大切です。選挙公報、テレビや新聞、インターネットなどで情報を集め、自分の考えをまとめた上で、1票を投じましょう。



**Q** 投票できる時間は？

**A** 投票日の当日に投票所へ行き、投票時間(午前7時から午後8時まで)に投票することが原則です。

**Q** からだの不自由な方の投票は？

**A** 身体の障害などにより候補者名などを書けない方は、投票したい候補者の氏名などを補助者を書いてもらって投票する代理投票が利用できます。また視覚に障害のある方は点字による投票も可能です。もちろんいずれの場合も投票の秘密は守られます。



## 投票日に投票所へ行けないときは？

「期日前投票」又は「不在者投票」を利用しましょう。

### 期日前投票制度

期日前投票とは、選挙期日(投票日)前であっても、選挙期日(投票日)と同様の投票を行うことができる(投票用紙を直接投票箱に入れることができる)仕組みです。

**Q** 期日前投票はどのようなときに利用できるの？

**A** 仕事や投票区域外でのレジャーや買い物など選挙期日(投票日)に予定があるときに利用できます。

**Q** 期日前投票はいつできるの？

**A** 公示(告示)日の翌日から選挙期日(投票日)の前日まで、時間は午前8時30分から午後8時まで。土曜日、日曜日、祝日もできます。

**Q** 期日前投票はどこでできるの？

**A** 選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会(区役所内)や出張所(南区似島を除く)です。

**Q** 必要なものは？

**A** 選挙のお知らせを持ってきてください。(選挙のお知らせ裏面の「期日前投票宣誓書」欄に記入をしてください。)なお、お知らせをなくした場合や、忘れてきたときでも投票できます。



### 不在者投票制度

旅行や出張などで選挙期日(投票日)に投票することができない場合は、選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会へ投票用紙などを請求し、旅行先や出張先などの市区町村の選挙管理委員会でする不在者投票をすることができます。

また、都道府県の選挙管理委員会の指定する病院、老人ホームなどに入院・入所している場合は、その病院長等の管理のもとで不在者投票をすることができます。

選挙期日(投票日)には18歳を迎えるが、投票のため期日前投票所に来場した日にはまだ18歳を迎えていないなど選挙権を有していない方は、期日前投票することができません。この場合は、選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会(区役所内)や出張所(南区似島を除く)において不在者投票をすることができます。

なお、不在者投票の投票期間は、期日前投票と同じく公示(告示)日の翌日から選挙期日(投票日)の前日までです。

### 郵便等による不在者投票

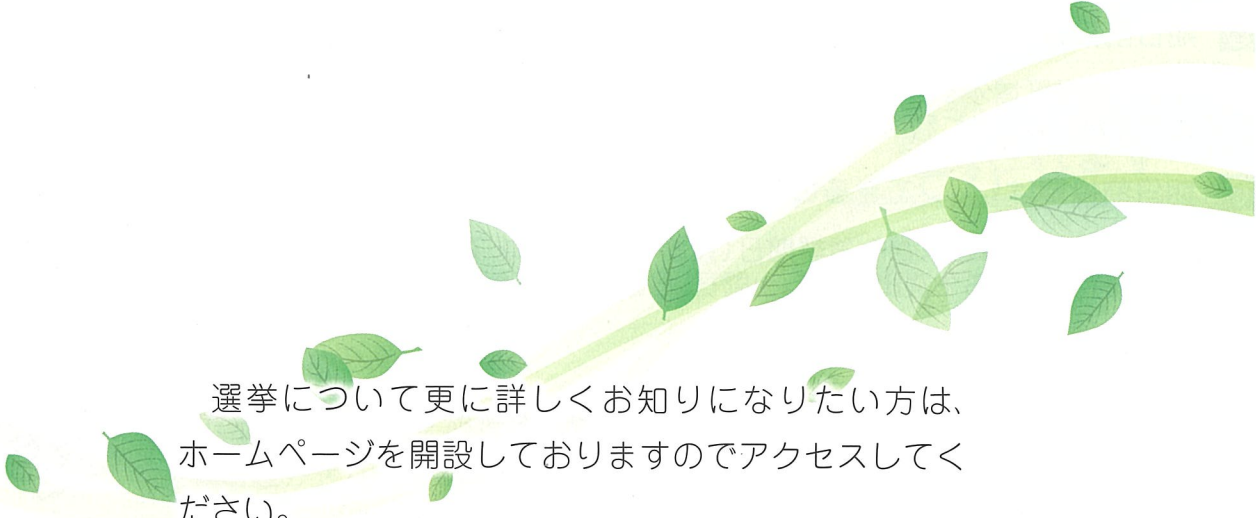
身体に障害のある方で、一定の要件に該当する方は、郵便等で投票用紙などを請求し、自宅で郵便等により投票することが可能です。

この場合、事前に区選挙管理委員会での手続きが必要となります。

市・区選挙管理委員会(区選挙管理委員会は各区役所にあります。)

直通電話		西 区	532-0925
広 島 市	504-2513	安佐南区	831-4927
中 区	504-2544	安佐北区	819-3959
東 区	568-7703	安 芸 区	821-4903
南 区	250-8934	佐 伯 区	943-9753





選挙について更に詳しくお知りになりたい方は、  
ホームページを開設しておりますのでアクセスしてく  
ださい。

広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp>)  
> 市政 > 市政運営・行政改革 > 選挙

## 選挙のしおり


---

令和2年9月発行

登録番号 広Y5-2020-231

編集・発行 広島市選挙管理委員会  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
電話 082-504-2594

印刷 株式会社沼田総合印刷  
広島市安佐南区沼田町阿戸657-1

**リサイクル適性**   
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。